

足立区省エネリフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に省エネルギー化を目的とした改修を行った者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、住宅の省エネルギー化の促進を図り、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内事業者 足立区内に本店、支店又は営業所等を有し、当該営業所等において対象機器の販売及び工事の契約締結を行う事業者をいう。
- (2) 節水型トイレ 洗浄水量が大4.6リットル以下のトイレをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、区内に住民登録がある個人で、次の要件に該当する住宅（当該個人が居住する住宅部分に限り、共用部分を除く。）に対して、別表に定める要件に基づく改修工事（以下「補助対象工事」という。）を行ったものとする。

- (1) 区内の自らが居住する住宅で、その所在地が住民登録地と同一であること。
- (2) 既存の住宅であること。
- (3) 補助対象工事が遮熱塗装である場合にあっては、戸建て住宅（申請者本人の居宅兼事業所である場合を含む。）であること。

2 前項に定めるもののほか、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象工事に使用する製品が新品であること。
- (2) 補助対象機器及び工事に関する契約締結の事業者が区内事業者であること。ただし、区内事業者にすることができないことについて、やむを得ない事由があると区長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 同一年度内において、本人及び同一世帯に属する者が本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一年度内において、補助対象工事を行った住宅が本補助金の交付決定の対象となっていないこと。ただし、2世帯以上で構成されている場合は、この限りでない。
- (5) 本補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の2月末日までに補助対象工事が完了すること。
- (6) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。
- (7) 不動産登記上の一棟の建物単位での申請であること。ただし、集合住宅の場合は一戸単位での申請とする。

(8) 本補助金の交付決定を新たに受けようとする補助対象工事及び住宅において、当該補助対象工事の種別が過去5年以内（前回、本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(9) 補助対象者に現年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(10) 補助対象工事について、区から本補助金以外に補助金に係る交付決定を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象工事により設置する製品の本体及び部材の購入費並びに設置工事に要する経費（運搬費、処分費、諸経費、その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事に要する経費は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の3分の1とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。ただし、本補助金の額の上限は、5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助対象工事の着工予定の日の5開庁日前までに、補助対象工事に着手する前に省エネリフォーム補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

(1) 建物部分の不動産登記事項証明書（自己所有の個人の住宅を除き、発行後3か月以内のものに限る。）

(2) 見積書（補助対象工事に要する経費の内訳を記載したものに限る。）の写し

(3) 施工予定の製品の形状、規格、性能等が分かるパンフレットやカタログ等の写し

(4) 建物の平面図又は立面図（製品の種類及び設置箇所を明示したものに限る。）

(5) 補助対象工事着手前の現況カラー写真

(6) 自己所有でない建物又は共有名義の建物に補助対象工事を実施する場合にあっては、建物所有者（共有名義の建物に設置する場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第2号様式）

(7) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の規定による受付は、先着順とし、区長は、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了するものとする。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行うとともに、省エネルギーフォーム補助金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めるとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、省エネルギーフォーム補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知する。

(変更等の申請)

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、省エネルギーフォーム補助金交付変更申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額を増額することはできないものとする。

2 区長は、前項の補助金交付変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、省エネルギーフォーム補助金交付変更承認通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(完了報告)

第9条 本補助金交付決定者は、補助対象工事を完了したときは、当該工事に係る補助対象経費の支払を完了した日から起算して概ね30日以内に省エネルギーフォーム完了報告書(第7号様式)に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、当該報告書の提出については、当該年度の3月末日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日)を超えてはならないものとする。

- (1) 補助対象工事に係る領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)
- (2) 補助対象工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
- (3) 補助対象工事後の完成カラー写真
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 区長は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき本補助金の額を確定し、省エネルギーフォーム補助金交付額確定通知書(第8号様式)により本補助金交付決定者に通知する。

2 前項の規定により本補助金額の確定に係る決定を受けた者は、省エネルギーフォーム補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第9号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 区長は、前条第2項の規定により本補助金額の確定に係る決定を受けた者から省エネリフォーム補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けたときは、速やかに本補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の手段により本補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、本補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに省エネリフォーム補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により当該補助金交付決定者に通知する。

(不正手続き等に対する措置)

第12条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者(以下本条において「本補助金交付決定者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

(1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求

(2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。

(3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第13条 申請者は、区長が第12条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長の定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第14条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった工事の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第15条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ及び節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第16条 本補助金交付決定者は、補助対象工事により設置した製品を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第17条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ及び節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（28足環政発第3446号 平成28年3月31日 区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足環政発第3859号 平成29年3月31日 区長決定）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則（29足環政発第3310号 平成30年3月27日 区長決定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（30足環政発第3416号 平成31年3月29日 区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（31足環政発第3508号 令和2年3月12日 区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日 区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日 区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第4095号 令和5年2月20日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区省エネリフォーム補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

改修工事の種別	改修工事の内容
ガラス・窓の交換	既存のガラスを熱貫流率が2.33以下であるものに交換すること。
内窓の新設	既存の窓の内側に新たにガラス熱貫流率が2.33以下である窓を設置すること。
断熱材の設置	熱伝導率が0.041以下である断熱材を設置すること。ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材の場合は、R値（熱抵抗値）が2.7以上であること。
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること。 なお、遮熱塗装においては、戸建て住宅に限る。
節水型トイレ	洗浄水量が大4.6リットル以下であるものに交換すること（和式トイレから洋式トイレへの改修は除く）。

(提出先) 足立区長

省エネルギーフォーム補助金交付申請書

足立区省エネルギーフォーム補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報、税務情報及び足立区から他に補助に係る交付決定を受けていないことについて調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ (同意の場合は、に✓をしてください)

1 補助金交付申請額

申請金額	円 (1,000円未満切捨て)
------	-----------------

2 申請者

住所	〒 -	足立区
ふりがな		
申請者名		
電話番号	()	

3 省エネルギーフォームの概要 (○で囲む)

種別	窓の断熱化 (ガラスの交換・窓の交換・内窓の設置)・ 断熱材の設置・遮熱塗装 (屋根・壁)・節水型トイレ (壁排水・床排水)		
メーカー名・ 機種名 (型番)	※ 遮熱塗装の場合は、色の種類まで記載してください。		
着工予定年月日 ※記載必須	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日

4 補助対象工事における他の補助金の申請の有・無 (いずれかのに✓をしてください。)

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
団体名		補助金交付額 (予定)	円

5 申請書提出者 (2申請者と異なる場合は記入してください。)

事業者名称:	
担当者氏名:	電話番号:

様

足立区長

省エネルギーフォーム補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区省エネルギーフォーム補助金について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付予定金額	¥	—
省エネルギーフォームの種類		
対象物件住所	〒	
着工予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日

※ 交付予定金額は、省エネルギーフォーム補助金交付申請書（第1号様式）による申請に対して交付する予定の額です。申請内容を変更する場合、交付額の見直しや交付決定の取消しを行うことがありますので、必ずご連絡願います。

※ 当該工事に係る経費の支払を完了した日から概ね30日以内かつ当該年度の3月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに完了報告書を提出してください。なお、2月末日までに工事が完了する必要があります。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

省エネルギーフォーム補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区省エネルギーフォーム補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理 由

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

省エネルギーフォーム補助金交付変更承認通知書

先に申請のあった省エネルギーフォーム補助金交付の変更について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

- 1 交付決定番号及び年月日
年 月 日 付 足 収第 号
- 2 変更理由 工事内容の変更 補助対象経費の変更
補助対象工事の中止 その他（ ）
- 3 変更内容

No. _____

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

（〒 - ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

省エネルギーフォーム完了報告書

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本完了報告書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求予定金額	円
種 別	窓の断熱化 ・ 断熱材の設置 ・ 遮熱塗装 ・ 節水型トイレ
対 象 物 件 住 所	〒
完 了 年 月 日	年 月 日

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

省エネルギーフォーム補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった省エネルギーフォーム補助金について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 補助金交付金額

_____円

No. _____

省エネルギーフォーム補助金交付請求書兼口座振替依頼書

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

補助金請求金額	¥			0	0	0
---------	---	--	--	---	---	---

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）

足 立 区 長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信 用 組 合 信 用 金 庫 ・ 農 協									本 店
										支 店
										出 張 所
	預金種別	普通	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

省エネルギーフォーム補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、足 収第 号で通知した省エネルギーフォーム補助金交付決定について、足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理由

3 補助金交付決定取消金額

_____ 円

No. _____